



公 示 送 達 書

公 告

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから紀の川市行政手続条例第15条の3の規定により公告します。  
この書類は、当所において保管しておりますから送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年6月1日

紀の川市長 岸本 健



記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名
弁明の機会の付与通知書	TAKAHASHI JUNIOR ADILSON
備 考	上記書類は、紀の川市行政手続条例第15条の4の規定により、公示した日から起算して2週間を経過したときに送達があったものとみなされます。